

工事請負契約標準書式改正のお知らせ (令和4年1月1日～適用)

令和3年12月
山口県

令和4年1月1日から、工事請負契約標準書式（契約約款）が新しくなります。

1 改正内容

社会保険加入対策の更なる推進のため、「法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出」に係る取組を実施するにあたり、山口県建設工事請負契約標準書式（単年度用・国債用・単債用）の第3条を次のとおり改正します。

（請負代金内訳書及び工程表）

- 第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。工程表については、変更契約を締結したときも同様とする。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

※今回、業務委託契約約款の改正はありません。

2 適用年月日

令和4年1月1日以降に締結する契約に適用します。

3 その他

新しい工事請負契約標準書式及び新旧対照表は、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

山口県技術管理課 HP「工事請負契約書・業務委託契約書様式」

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/20110321001.html>)

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出に係る取組については、こちらをご確認ください。

山口県技術管理課 HP「法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について」

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/seido/u-uchiwake.html>)

建設工事請負契約標準書式（単年度用・国債用・単債用）新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条（略）</p> <p><u>（請負代金内訳書及び工程表）</u></p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。<u>工程表については、変更契約を締結したときも同様とする。</u></p> <p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p> <p>第4条以下（略）</p>	<p>第1条及び第2条（略）</p> <p>（工程表）</p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第4条以下（略）</p>